

オープン外貨定期預金等のお届出印廃止のお知らせ

当行は、下記のとおり「ごうぎんオープン外貨定期預金」および「ごうぎん為替特約付外貨定期預金」のお届出印を廃止いたします。これに伴い、払い戻し時のお手続きおよび「外貨預金（定期預金）規定」および「ごうぎん為替特約付外貨定期預金規定」を改定いたします。

なお、改定後のお取扱い方法および新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。何卒ご理解のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 払い戻し時の印鑑照合方法の改定

改定前	改定後
解約する外貨定期預金明細の届出印と照合	解約代り金入金口座の届出印と照合

2. 「ごうぎんオープン外貨定期預金」の預け入れおよび払い戻し方法の改定

項目	改定前	改定後
預け入れ方法	口座振替または現金（旅行小切手含む）	口座振替
払い戻し方法	口座振替または現金	口座振替

3. 規定改定箇所（新旧対比）

（1）外貨預金（定期預金）規定

改定前	改定後
<p>6. <u>（取扱店による外貨での預入れ、解約の制限）</u> (1)この預金と同一通貨の外貨両替を取扱っていない店舗では、<u>外貨で預入れ、または解約することはできません。</u> (2)<u>第1項に該当する店舗では、円貨を対価とする預入れ、または解約のみ取扱います。</u></p>	<p>6. <u>（現金での預入れ、解約の制限）</u> (1)<u>この預金は、現金での預入れはできません。</u> (2)この預金と同一通貨の外貨両替を取扱っていない店舗では、<u>外貨（現金）で解約することはできません。</u></p>
<p>7. <u>（外貨での預入れ、解約についての手数料）</u> 第6条1項に該当しない場合において、この預金と同一通貨の<u>外貨で預入れ、または解約する場合には、</u>当行所定の手数料をお支払いいただけます。</p>	<p>7. <u>（外貨（現金）での解約についての手数料）</u> 第6条2項に該当しない場合において、この預金と同一通貨の<u>外貨（現金）で解約する場合には、</u>当行所定の手数料をお支払いいただけます。</p>
<p>1 1. <u>（印鑑照合等）</u> <u>外国為替先物取引証書（外貨定期預金引当用）、</u>諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、</p>	<p>1 1. <u>（印鑑照合等）</u> (1)<u>この預金に関する払戻請求書、諸届その他の書類に押印する印鑑（または使用する署名）は、</u>当行と他の預金取引ですでに届出の印鑑（または署名鑑）を兼用するもの</p>

<p>相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>とします。 <u>(2)払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>
---	---

(2) ごうぎん為替特約付外貨預金規定

改定前	改定後
<p>1 1. (印鑑照合等) <u>ごうぎん為替特約付外貨定期預金引当用外国為替先物取引証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>1 1. (印鑑照合等) <u>(1) この預金に関する払戻請求書、諸届その他の書類に押印する印鑑（または使用する署名）は、当行と他の預金取引ですでに届出の印鑑（または署名鑑）を兼用するものとします。</u> <u>(2) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>

4. 改定日

2018年12月10日(月)

以上